

広島県告示第九百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、三次市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、三次市長から届出があつた。

平成十九年九月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

		甲奴町西野		吉舎町雲通		町名等		上	
天神山		天神尻		寺谷		西平		垣内	
一五八の二		四二〇		一七六及びこの区域に隣接する水路である市有地の一部		六〇一の三		一一〇六及びこの区域に隣接する道路である市有地の一部	
		甲奴町西野		吉舎町雲通		町名等		下	
寺谷		天神山		諏訪ノ森		西平		字	